

★復興特別所得税・住民税の創設

東日本大震災からの復興のための財源確保を目的とした「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、個人の所得税については平成25年から、住民税については平成26年から復興特別税が課税されます。

今回は復興特別所得税と住民税について、とくに上場株式等の譲渡と土地建物の譲渡にかかる譲渡税について、その概要を紹介します。 (深谷 綾子)

●復興特別所得税

(1) 適用期間

平成25年から平成49年までの25年間。

(2) 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

復興特別所得税額は、次の算式で求めます。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

(3) 基準所得税額

納税義務者の区分		基準所得税額
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税の額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額
非居住者		国内源泉所得に対する所得税の額

(4) 改正後の税率

上場株式等の譲渡にかかる税率

	平成24年	平成25年	平成26から49年	平成50年以降
所得税	7%	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	3%	5%	5%
計	10%	10.147%	20.315%	20%

上場株式等の譲渡所得には20% (所得税15%、住民税5%) の税率が適用されます。ただし、特例として、平成25年12月31日までに限り、10% (所得税7%、住民税3%) 軽減税率が適用されます。

土地建物の譲渡にかかる税率

	短期譲渡	国等への譲渡 (短期)	長期譲渡	優良住宅地等のための譲渡 (2,000万円以下の部分)	居住用財産の軽減税率 (6,000万円以下の部分)
所得税	30.63%	15.315%	15.315%	10.21%	10.21%
住民税	9%	5%	5%	4%	4%
計	39.63%	20.315%	20.315%	14.21%	14.21%

●復興特別住民税 (住民税均等割)

☆個人住民税の均等割が、平成26年から平成35年までの10年間、年額4,000円から5,000円に年間1,000円引き上げられます。

	平成25年まで	平成26年から平成35年まで
個人住民税 (均等割)	4,000円	5,000円